

令和 8 年

第 3 回 由 利 本 荘 市 議 会
定 例 会 （ 9 月 ） 提 出 議 案

令和 8 年 9 月 2 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和 8 年第 3 回由利本荘市議会定例会（9 月）提出議案一覧表			ページ
認定第 1 号	令和 7 年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について		1
認定第 2 号	令和 7 年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について		2
認定第 3 号	令和 7 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		3
認定第 4 号	令和 7 年度由利本荘市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について		4
認定第 5 号	令和 7 年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について		5
認定第 6 号	令和 7 年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について		6
認定第 7 号	令和 7 年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について		7
認定第 8 号	令和 7 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について		8
認定第 9 号	令和 7 年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について		9
認定第 10 号	令和 7 年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について		10
認定第 11 号	令和 7 年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について		11
認定第 12 号	令和 7 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について		12
認定第 13 号	令和 7 年度由利本荘市水道事業会計決算認定について		13
認定第 14 号	令和 7 年度由利本荘市下水道事業会計決算認定について		14
認定第 15 号	令和 7 年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について		15
議案第 148 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		16
議案第 149 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		17
議案第 150 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		18
議案第 151 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		19

議案第 1 5 2 号	由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	2 0
議案第 1 5 3 号	由利本荘市小友財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	2 1
議案第 1 5 4 号	由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例案	2 3
議案第 1 5 5 号	由利本荘市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	2 4
議案第 1 5 6 号	由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案	2 6
議案第 1 5 7 号	本荘由利広域市町村圏組合の解散について	2 8
議案第 1 5 8 号	本荘由利広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について	3 0
議案第 1 5 9 号	令和 8 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 7 号）	別 冊
議案第 1 6 0 号	令和 8 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 8 号）	別 冊
議案第 1 6 1 号	令和 8 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊
議案第 1 6 2 号	令和 8 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
議案第 1 6 3 号	令和 8 年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別 冊
議案第 1 6 4 号	令和 8 年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別 冊

認定第 1 号

令和 7 年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 2 号

令和 7 年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 3 号

令和 7 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 4 号

令和 7 年度由利本荘市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 5 号

令和 7 年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 6 号

令和 7 年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 7 号

令和 7 年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 8 号

令和 7 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 9 号

令和 7 年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 10 号

令和 7 年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 11 号

令和 7 年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 12 号

令和 7 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 13 号

令和 7 年度由利本荘市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 14 号

令和 7 年度由利本荘市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

認定第 15 号

令和 7 年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊令和 7 年度由利本荘市ガス事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第 148 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 早 川 あ け み

年 月 日生

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第 149 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 櫻 井 茂 和

年 月 日生

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第150号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 小 松 良 弥

年 月 日生

令和8年9月2日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第 151 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 真 坂 ひ と み

年 月 日生

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第 152 号

由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例（案）

由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年由利本
荘市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 11 令和 8 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間における市長の給料月額及び令
和 8 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間における副市長の給料月額は、第 2 条
の規定にかかわらず、別表第 1 に定める給料月額から、当該給料月額の 10 分の 1 に相
当する額を減じて得た額とする。ただし、当該期間の期末手当及び退職手当の額の算出
の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

市長及び副市長の給料月額を期間を定めて減額するため、条例の一部を改正しようと
するものである。

議案第 153 号

由利本荘市小友財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市小友財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市小友財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 19 年由利本荘市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「又は公務のため旅行したときは、その旅行について」を「をしたときは」に、「旅費」を「交通費（住居と参会場所間の往復分の路程キロメートル（1 キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に 37 円を乗じて得た額）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、往復分の路程が 4 キロメートル未満の場合は、これを支給しない。

第 5 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 会長、会長代理、及び委員が、公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。
- 3 前項の規定により支給する旅費の額及びその支給方法は、由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 44 号）に規定する市長等の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行に鑑み、財産区が支給する旅費の種目及び内容について所要の規定の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 154 号

由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市印鑑条例の一部を改正する条例

由利本荘市印鑑条例（平成 17 年由利本荘市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 号中「第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書」を加え、「その者に係る個人番号カードで」を「これらのうち」に、「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を用いて、多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 155 号

由利本荘市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 3 条第 2 項中「額」の次に「及び支給方法」を加え、「別表第 1 のとおりとする」を「由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 44 号）の例による」に改め、同項ただし書及び同条第 3 項を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表

職の区分	日額
投票所の投票管理者	14,500 円
投票所の投票立会人	12,400 円
選挙長及び開票管理者	12,200 円
開票立会人 選挙立会人	10,100 円
期日前投票所の投票管理者	12,800 円
期日前投票所の投票立会人	10,900 円 (ただし、途中交代の場合は、従事した時間で按分して得た金額とする。)
指定病院等の外部立会人	12,400 円 (ただし、従事した時間で按分して得た金額とする。)

別表第 2 を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年9月2日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行に鑑み、選挙管理委員会が支給する旅費の種目及び内容について所要の規定の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 156 号

由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例

由利本荘市火災予防条例（平成 17 年由利本荘市条例第 253 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条に次の 1 項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第 1 項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第 27 条に次の 1 項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、前条第 3 項の規定を準用する。

第 28 条に次の 1 項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 26 条第 3 項の規定を準用する。

第 29 条に次の 1 項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前 2 項に規定するもののほか、第 26 条第 3 項の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

焼肉店等で使用される排気ダクト内での火災の発生状況等を鑑み、とりわけ火気器具の上方に設置される排気ダクトに油脂等が付着しないよう適切に管理する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 157 号

本荘由利広域市町村圏組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 9 年 3 月 31 日をもって、本荘由利広域市町村圏組合を解散することについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

本荘由利広域市町村圏組合を解散することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

本荘由利広域市町村圏組合の解散に関する協議書（案）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８８条の規定により、令和９年３月３１日をもって、本荘由利広域市町村圏組合を解散することについて協議する。

令和８年　　月　　日

由利本荘市長　湊　　貴信

にかほ市長　　市川　雄次

議案第 158 号

本荘由利広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条及び本荘由利広域市町村圏組合規約（昭和 45 年指令地第 1135 号）第 12 条の規定により、本荘由利広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

本荘由利広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について協議したいので、地方自治法第 290 条の規定等に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

本荘由利広域市町村圏組合の解散に伴う財産処分
及び事務の承継に関する協議書（案）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条及び本荘由利広域市町村圏組合規約（昭和４５年指令地第１１３５号）第１２条の規定により、令和９年３月３１日をもって解散する本荘由利広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の財産処分及び事務の承継を次のとおり定めることについて協議する。

１．財産処分

組合の解散に伴う財産処分については、次に定めるとおりとする。

（１）土地

財産の種類	数量等	帰属先
産学共同研究センター敷地	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有地	由利本荘市
し尿処理施設敷地	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有地	由利本荘市
埋立処分地施設敷地	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有地	由利本荘市
特別養護老人ホーム（広洋 苑）敷地	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有地	由利本荘市
普通財産土地	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有地	由利本荘市

（２）施設等（工作物を含む）

財産の種類	数量等	帰属先
広域行政センター	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有施設	由利本荘市
産学共同研究センター	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有施設	由利本荘市
養護老人ホーム（寿荘）	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有施設	由利本荘市
家畜保冷施設	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有施設	由利本荘市

し尿処理施設	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有施設	由利本荘市
埋立処分地施設	令和９年３月３１日現在の 財産台帳登録の所有施設	由利本荘市

(３) 物品

財産の種類	数量等	帰属先
備品（車両を含む）	令和９年３月３１日現在の 備品台帳登録の備品	由利本荘市

(４) 出資による権利

財産の種類	数量等	帰属先
公益財団法人本荘由利産学 振興財団出捐金	令和９年３月３１日現在の 出捐金残高	次の割合により分配 由利本荘市 90.94% にかほ市 9.06%

(５) 基金

財産の種類	数量等	帰属先
老人福祉施設財政調整基金	令和９年３月３１日現在の 基金残高	由利本荘市

２．事務の承継

組合の解散に伴う事務の承継については、次に定めるとおりとする。

(１) 由利本荘市は、組合が処理していた以下の事務を承継する。

- ア 産学共同研究センターの設置及び管理運営に関すること。
- イ 養護老人ホーム（寿荘）の設置及び管理運営に関すること。
- ウ 家畜保冷施設の設置及び管理運営に関すること。
- エ し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- オ 埋立処分地施設の設置及び管理運営に関すること。

(２) 由利本荘市は、清算事務のほか組合の解散に伴う事務を承継する。

(３) 由利本荘市が組合から引き継いだ債務に係る支出については、組合から引き継いだ債権、歳計剰余金その他の財源をもって充てるものとする。

(４) 由利本荘市が承継事務を円滑に履行するため、にかほ市は必要な支援を行うこととし、支援内容については、別途協議するものとする。

3. 疑義等の協議

この協議書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、由利本荘市及びにかほ市がその都度協議して定めるものとする。

令和8年 月 日

由利本荘市長 湊 貴信

にかほ市長 市川 雄次